条例点検票

					宋 例	は、大学	₹ <u> </u>		_	
	1						作成年月日		令和2年6	6月30日
条例番号	平成 第 13	19 年静岡市約 号	条例				動の促進に関する条例			
制定年月日			平月	戊19年3月	月 20 日	最終改	最終改正年月日 平成26年12月			12 目
所管課名			市	民自治推進	課					
条例の概要		市民活	f動の基本理念及びその促進に関する基本原則を定めている。							
評価									備考	
基準			白沙.	評価結果	規定する市民	白 租名	対応現行どおり			
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。		治のまちづくりを推進し、将来にわたって地域の活力を高め、持続可能な社会を形成する必要がある。 課題解決のために、市民活動促進のための基本理念や基本原則、市と市民活動(NPO活動やボランティア活動など)の協働の仕組みづくり等を規定する必要がある。					C407			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。		・市民活 計画に沿・ 市民活動 市民活動 など、市 きた。 今後も、彡 に沿って、	動促ったが団民活動に	生の基本計幅 市民活動や ター利用団体と市との協 かを着実に仮 に基づいて策	国を定めており センターの増設 は登録数の増加 働事業数の増 発進することが ででする基本計 の増加を図ると そも併せて進め	、、加で画と	·どおり			
ウ 効率性 計画の 効率的か。無駄は 民に過		計画の策定	正活動の促進、協働事業の推進、基本 前の策定及び協議会の開催について、市 過大な負担とはなっていない。また、 次の事務についても煩雑ではない。			市	ごどおり			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。						現行	どおり			
オ 協働性 協働は果たさいるか。協働のはないか。	れて	・必要に応じて市民活動促進協議会を開催 し、市民活動の促進等について審議を実施 している。協議会の審議結果を、市民活動 の促進や基本計画の策定に反映している。				施 動	ぎどおり			
カ 他都汗 他都市の条例 うか。		・本市の条例は、宗教及び政治に関する活動のうち、主たる目的とする活動について市民活動から除外しており、従たる目的とする活動については市民活動から除外していない。 一方、他都市の条例の中には、宗教及び政治に関する活動を目的とする活動について、主従を問わず市民活動から除外している例がある。 本市の条例は、特定非営利法人活動促進法第2条第2項2号の「特定活動非営利法人活動促進法第2条第2項2号の「特定活動非営利法人」の定義を援用したものである。宗教活動及び政治活動の規制については、慎重に行うべきものであり、本市の規定が望まし					: どおり。協働事業に 後の検討課題とする		2分について	

		<u>ı</u>	10-0
	いと考える。 ・横浜市の条例では、協働事業を行う場合は、協働契約を締結すると定められている。これは、協働事業を実施する場合は、双方の対等性を確保するなどの協働の特		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	徴を考慮した適切な契約を締結すること		
	を定めるものである。 一方、本市条例では一般の契約と協働事業		
	の契約を区別する規定はない。		
	仕様書の内容を工夫する、役割分担表を作成するなどの取組によって、本市条例の枠		
	の中で協働の特徴に考慮した契約を締結		
	することは可能であるが、協働契約の締結		
	は協働事業の推進に資する可能性がある ため、今後の検討課題としたい。		
	・本市の条例では、市民活動団体、大学、		
	事業者及び地縁団体について、「市民」の定		
	義に含んでいる。 一方、他都市の条例の中には、市民活動団		
	体、大学、事業者等についてそれぞれの役		
	割を明記している例がある。		
	それぞれの役割を明確にすることにより、 市民活動の促進に資することができると		
	考えられるため、本市においては、条例に		
	基づき策定されている「静岡市市民活動促		
	進基本計画」に大学、事業者等の役割について記載するなど、市民活動の主体が多様		
	化している現状を踏まえた施策を進めて		
	いく。		
キ その他	なし		
	見直し結果		
改廃等の必要	理由	特記事項	
現行どおり			

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

					木 / ツ	//\\ \/\	1		1			
							作成年月日		令和2年	6月30日		
条例番号		成 20 年静岡市第 160 号		条例名	静岡市めざ	せ茶どころ日本一条例						
制定年月日		·	平成20年12月12日		最終改	最終改正年月日						
所管課名			農	業政策課								
条例の概要		1,44.4	静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育てを に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに									
		これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって静岡の										
		わがに	お茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図る。 評価									
基準				評価結果				対応		備考		
ア 必要性 条例で解決し 課題は何か。条何 要か。	たい側は必	本条例は、静岡のお茶に関する 産業等を守り、静岡市を日本ー として育て次代に継承してい 本理念並びに茶業者、市民及び 明らかにするとともに、これに を総合的かつ計画的に推進す 本事項を定めることにより、前 関する産業の振興及び市民の 的な生活の向上を図ることを いる。現在、それぞれの立場に により、日本一の茶どころの実 取り組んでいるところであるか 置かれている状況は年々厳し おり、今後も継続した取組が必 あるため、本条例は必要である			1本一の茶どこでいくための。 及び市の役割 れに基づく施 進するための。 、静岡のお茶 民の豊的とと とを目的とした。 の実現に向けた。 が、茶増しただらのが、茶増したが、茶増し が必要不可欠である。	ろ基を策基に康て動てのてで	うだわり ことわり					
イ 有効性 課題に対し有3 機能しているか。	と 効に	茶定めとな平1は成定意和はえもおとこ者で基ら、22静ねてしが年第新、、「ととお本、条4間順お、浸度1にとこを	市り計有列車市調り地秀か欠こ業にぐて民人画効は度計で「「域しら計る」場合業に	なび市のそれをいまれたでで、というでは、これででは、これでは、一般にいいでは、これでは、いいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	注目指すために にぞれてという。 にとして、という。 にとして、という。 にとして、という。 にとして、という。 にとして、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、という。 には、こ。 には、こう。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、こ。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	規定こ を第業達でう令てまとでこく	 デどおり					
ウ 効率性 効率的か。無 ないか。	Ė	責務は努力 るものではても、市内	力義をはないの責義	务であり、遊 い。また、内 务を定めた規	大な負担を強 所部コストにつ 記定は、必要十 必要に煩雑では	い い 分						

エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	他市の同様の条例を含め、その適法性が否定された判例、関係法令の改正等により、不必要になった規定等はない。 様式2のとおり	現行と	どおり				
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	協働性については、条例第4条(茶業者の役割)、第5条(市民の役割)、第6条(市の役割)、第7条(静岡市茶どころ日本一計画)に定められており、また、条例第8条に定める静岡市茶どころ日本一委員会には茶業者、市民などが含まれ、各種事業において十分な協働が図られている。	現行	どおり				
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	主な茶産地においては、茶業振興を主たる 趣旨とする同様の条例が制定されている。 特に、静岡県茶業振興条例については、従 前の静岡県製茶指導取締条例の内容を引 き継ぎ、主に茶葉等の製造及び加工並びに 流通及び販売に関する制限や、評価・信頼 の維持と向上に資する取組について規定 しており、本市条例とは役割分担がなされ ている。 様式3のとおり	現行為	どおり				
キ その他	特になし	現行。	どおり				
見直し結果							
改廃等の必要	理由		特記事項				
現行どおり							

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にすること。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。